

議 案 第 72 号

小中学生等に対する社会教育施設等使用料の無料化のための関係
条例の整備に関する条例の制定について

小中学生等に対する社会教育施設等使用料の無料化のための関係条例の整備
に関する条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市民会館プラネタリウム、文化ホール、戸定歴史館及び博物館並びに教育委員会の所管に係る有料屋外プールにおける中学生以下の者の使用料を無料化するため。

小中学生等に対する社会教育施設等使用料の無料化のための関係
条例の整備に関する条例

(松戸市民会館条例の一部改正)

第1条 松戸市民会館条例（昭和44年松戸市条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第1中

「

3 プラネタリウム室使用料		
使用区分		料金（1人1回につき）
個人	一般	円 50
	中学生以下	30
20人以上 の団体	一般	30
	中学生以下	20

」を

「

3 プラネタリウム室使用料		
使用区分		料金（1人1回につき）
個人	一般	50円
	中学生以下	無料
20人以上 の団体	一般	30円
	中学生以下	無料

」に改める。

(松戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を
次のように改正する。

別表第2第1項の表普通使用料の項松戸市新松戸プールの目を次のように
改める。

松戸市 新松戸 プール	プール	1人2	一般200 幼児、小・中学生50（7月1 日から国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）第2条に規定する海の日ま での期間にあつては、無料）
-------------------	-----	-----	---

別表第2第2項第2号普通使用料の表幼児、小・中学生の項を次のように改める。

幼児、小・中学生	1人 2時間	50（7月1日から国民の祝日に関する法律第2条に規定する海の日までの期間にあつては、無料）
----------	--------	---

（松戸市文化ホール条例の一部改正）

第3条 松戸市文化ホール条例（昭和49年松戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、中学生以下の者に係る観覧料にあつては、無料とする。

別表第2小学生・中学生の項を削る。

（松戸市戸定歴史館条例の一部改正）

第4条 松戸市戸定歴史館条例（平成3年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表小学生・中学生の項を次のように改める。

中学生以下	無料	無料	無料	無料
-------	----	----	----	----

別表備考第3項に次のただし書を加える。

ただし、中学生以下の者に係る入館料にあつては、無料とする。

別表備考第3項第3号を削る。

（松戸市立博物館条例の一部改正）

第5条 松戸市立博物館条例（平成4年松戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表常設展示の項小学生・中学生の目を次のように改める。

中学生以下	無料	無料
-------	----	----

別表企画・特別展示の項を次のように改める。

企画・特別展示	<p>次の各号に掲げる額を超えない範囲内において、その都度展示内容に応じ、教育委員会が定める。ただし、中学生以下の者に係る観覧料にあつては、無料とする。</p> <p>(1) 一般 1,200円（共通観覧料については、1,440円）</p> <p>(2) 高校生・大学生 600円（共通観覧料については、700円）</p>
---------	---

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。